

物品・機器等提供（コーディネート）事業実施要領

1 目的

この要領は、公益財団法人愛知県国際交流協会（以下「協会」という。）が、企業、民間団体、県民等（以下「企業等」という。）が無償で提供可能な物品や機器等（以下「物品等」という。）の情報を外国人学校に提供するために必要な事項を定める。

2 対象者

本事業の情報提供を受けることができる外国人学校は、別途、協会が実施する日本語指導者雇用助成事業で認定を受けた外国人学校とする。

3 対象とする物品等

本事業の対象とする物品等は、次のとおりとする。

- (1) 教材類
文房具、コピー用紙、ボール、なわとび、楽器等
- (2) 電子機器類
コピー機、パーソナルコンピューター等
- (3) 家具類
机、椅子、ロッカー等
- (4) その他外国人学校が特に希望する物品等

4 コーディネート方法

本事業に係る外国人学校、協会、企業等の関係は、次のとおりとする。

- (1) 外国人学校
外国人学校は、随時、物品・機器等希望票（様式1）を協会に提出する。
- (2) 協会
協会は、外国人学校から提出された希望票を取りまとめ、企業への照会や協会ホームページへの情報掲載等を通じて、物品等の提供が行われるよう広報を行う。
企業等から物品等の情報が寄せられた場合は、該当の外国人学校へ連絡し、受け渡しについての調整を行う。
- (3) 企業等
企業等は、物品等の提供が可能な場合は協会に連絡する。その後、協会の調整を経て直接、物品等を外国人学校へ引き渡す。

附 則

この要領は、平成20年7月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。